

(別紙2) P173の訂正

表13-9 会計年度任用薬剤師の初任給調整手当

期間の区分	月額(円)	期間の区分	月額(円)
採用の年度	50,000	採用9年目の年度	22,000
採用2年目の年度	46,500	採用10年目の年度	18,500
採用3年目の年度	43,000	採用11年目の年度	15,000
採用4年目の年度	39,500	採用12年目の年度	12,000
採用5年目の年度	36,000	採用13年目の年度	9,000
採用6年目の年度	32,500	採用14年目の年度	6,000
採用7年目の年度	29,000	採用15年目の年度	3,000
採用8年目の年度	25,500	採用16年目以降	0

※ 週38時間45分勤務を基本とし、勤務時間に応じた額が支給される。

※ 当該職員に適用される学歴区分に応じた学校の卒業の日から採用の日までの期間が1年を超えることとなる場合は、その超えることとなる期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとします。

(3) 病院事業局のフルタイム会計年度任用職員に適用される特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務について、これに従事する職員に対し、その業務に応じ、次に掲げる特殊勤務手当を支給する。

伝染病防疫手当^{*}(290円/日)、夜間看護等手当(深夜における勤務時間等に応じ、2,150円～7,300円/日)、巡回診療手当(職種に応じ、1,500円又は5,000円/日)、暴風雨時手当(500円/時)、夜間特殊業務手当(深夜における勤務時間に応じ、410円～980円/回)、精神保健業務手当(230円/日)、高電圧作業手当(230円/日)、性暴力被害者支援医療業務手当(15,000円/日)

※ 新型コロナウイルス感染症に係る一部業務については、2022年1月までは、特例により、3,000～4,000円/日(表10-13の伝染病防疫手当を参照)

(4) 病院事業局のパートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬

フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に準じ、特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

(7. 病院事業局の会計年度任用職員の休暇等については修正はありません)